

会 議 録			
会議の名称	令和８年８月６日開催政策会議		
開催日時	令和８年８月６日（木曜日）午前９時３０分から 午後３時１０分まで		
出席者	区長、中村副区長、清水副区長、教育長、世田谷総合支所長、北沢総合支所長、玉川総合支所長、砧総合支所長、烏山総合支所長、政策経営部長、総務部、生活文化政策部長、環境政策部長、保健福祉政策部長、都市整備政策部長、教育政策・生涯学習部長		
審議概要	1	農福連携事業の今後の事業展開について	経済産業部 障害福祉部
		【意見等】 ・令和3年度より実施している農福連携事業について、事業評価を踏まえ、継続的・安定的な運営、障害者施設の工賃向上や農家支援、地域に開かれた農園づくり等の方向性を示すとともに、次期契約に向けてプロポーザル方式により事業者を選定する旨の説明があった。 ・農福連携については、現在の事業スキームに加え、他の取組事例も参考にしながら、多様な主体が参画できる仕組みや、地域における農地活用の可能性を広げる方策を検討すべきとの意見があった。 ・障害者の就労機会の確保に加え、新たな利用者が参加できる環境づくりについても検討すべきとの意見があった。	
		【審議結果】 付議事案を了承とする。	
審議概要	2	世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例の一部改正（素案）について	障害福祉部
		【意見等】 ・令和５年１月に施行した「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例」について、国連の障害者権利委員会による日本政府への勧告（総括所見）及び障害者関係団体からの要望等を踏まえ、条例改正に向けた検討を進めてきた旨の説明があった。 ・これに対し、国連勧告の内容をいち早く条例改正に反映しようとする取組みであり、改正内容についても妥当であるとの意見があった。 ・また、「世田谷たがいちがいプロジェクト」で用いられている「たがいに拍手、ちがいで握手」などの表現は訴求力が高いことから、その理念や考え方を条例に盛り込めないかとの意見があった。 ・これに対し所管部からは、たがいちがいプロジェクトは条例の普及啓発を目的として実施しており、今後の継続を検討するとともに、９月の条例改正シンポジウムでも取り組みを紹介するなど、周知を強化するほか、法規担当と調整しながら条例への反映や愛称の付与も含めて検討していく旨の説明があった。	
		【審議結果】 付議事案を了承とする。	
審議概要	3	「（仮称）世田谷区高次脳機能障害者支援における基本的な考え方（素案）」の策定について	障害福祉部
		【意見等】 ・高次脳機能障害者支援法の施行を踏まえ、これまでの取組を通じて明らかとなった課題及び法の趣旨に基づき、今後の区の支援の方向性や施策推進の指針として、「（仮称）世田谷区高次脳機能障害者支援における基本的な考え方」の素案を取りまとめたので決定する旨の説明があった。 ・これに対し今回、この考え方を政策として位置付けることで、障害福祉部として実現したいことは何かとの質問があった。 ・これに対し所管部からは、支援につながっていない方や既存のサービスでは対応が難しい方への支援の充実に向け、課題を整理し、新たな取組を含めた施策を計画的に推進していくことが本考え方の重要なポイントであるとの説明があった。	
		【審議結果】 付議事案を了承とする。	
審議概要	4	世田谷区立世田谷区民会館の指定管理者候補者の選定結果について	生活文化政策部
		【意見等】 ・令和9年4月から開始する世田谷区立世田谷区民会館の指定管理について、指定管理者候補者として株式会社世田谷サービス公社を選定した旨の説明があった。 ・選定にあたっては、文化財団との連携や施設運営の考え方などが評価され、世田谷サービス公社が候補者として選定されたとの説明があり、世田谷区民会館は全区的な文化発信拠点であることから、指定管理者には従来の施設運営にとどまらず、文化発信機能の強化を意識した運営が求められるとの意見があった。	
		【審議結果】 付議事案を了承とする。	
審議概要	5	公共施設の利用ルールの改正及びけやきネットの再構築の検討の方向性について	総合支所 生活文化政策部 地域行政部 スポーツ推進部 経済産業部 みどり３３推進担当部 教育委員会事務局
		【意見等】 ・区民からの要望を踏まえて公共施設の利用ルールを改正し、新ルールに適合したけやきネットへ再構築することについて説明があり、他自治体の事例も参考にしながら、システム機能の拡充を含め、次期システムへの反映を検討していく旨の説明があった。 ・施設利用の範囲を拡大するにあたっては、適切な基準を設けるべきとの意見があった。 ・地区会館の和室や飲食利用などについて、現行の運用ルールにより十分に活用されていない事例があることから、地域活動の活用が進むよう、利用条件の見直しを検討すべきとの意見があった。 ・公共施設の利用ルール見直し及びけやきネット再構築にあたっては、区民や利用団体への周知・説明を丁寧に行いながら検討を進めるべきとの意見があった。	
		【審議結果】 付議事案を了承とする。	

審議概要	6	(仮称) マイナンバーカードセンター第二拠点の開設について	地域行政部
		【意見等】 ・マイナンバーカードの交付について、今後のカード交付の更新ピークや次期マイナンバーカードへの対応を見据え、令和9年7月を目途にマイナンバーカードセンター第二拠点を開設し、くみん窓口・出張所・まちづくりセンターにおけるマイナンバー関連業務の一部集約化を進める旨の説明があった。 ・世田谷区の広域性を踏まえ、既存窓口の縮小に当たっては地域特性や利用実態に十分配慮すべきとの意見があり、利用状況を踏まえて今後検討していく旨の回答があった。 【審議結果】 付議事案を了承とする。	
審議概要	7	「(仮称) 世田谷区第三次男女共同参画プラン」(素案)について	生活文化政策部
		【意見等】 ・世田谷区第三次男女共同参画プラン素案について説明があり、国際的な動向や法制度の変化、社会構造や価値観の多様化を踏まえ、計画期間を5年間とし、ジェンダー平等社会の実現に向けた施策体系や成果指標等を整理した旨の説明があった。 ・パートナーシップ宣誓制度の認知度が低下している点について、統計結果の背景を分析し、要因を把握する必要があるとの意見があり、制度や施策の理解促進に向けた啓発活動の強化が必要であるほか、当事者団体等へのヒアリングを通じて実態把握を進める旨の回答があった。 【審議結果】 付議事案を了承とする。	
審議概要	8	・私立小・中学校等学校給食費相当額給付金の支給について ・区立小・中学校における長期欠席者に対する学校給食費相当額の支給について	教育委員会事務局
		【意見等】 ・私立小・中学校等学校給食費相当額給付金及び区立小・中学校における長期欠席者に対する学校給食費相当額の支給を実施する旨の説明があった。 ・これに対し、対象者の範囲や翌年度以降の運用等について質疑があり、所管部からは、来年度以降も継続実施を前提に検討を進める旨の説明があった。 ・長期欠席者への補助については、不登校家庭の実情に配慮した遡及支給の趣旨や取扱いについて、学校や保護者、議会へ丁寧に説明すべきとの意見があった。 ・これに対し所管部からは、制度の趣旨や対象要件について丁寧に周知するとともに、申請手続の工夫を図っていく旨の説明があった。 ・また、長期欠席者への補助の支給時期や支給方法、不登校児童・生徒が年度途中で登校を再開した場合の取扱い等について意見があり、所管部からは、今年度は現在のスキームで運用するが、来年度以降の制度改善については引き続き検討していく旨の説明があった。 【審議結果】 付議事案を了承とする。	
備考			
所管課 (会議録作成所管)	政策経営部 政策企画課		